

令和5年3月13日

関係各所属長 殿

生活安全部長

「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）

児童の性に着目した形態の営業である「JKビジネス」と呼ばれる営業については、平成29年5月19日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」を決定し、政府一体となってこれに基づき各種対策を推進中のところ、依然としてこれらの営業に伴う少年への有害な影響が懸念されることから、引き続き関係機関等と連携の上、「JKビジネス」に関連して生ずる諸問題に対して下記の対策を推進されたい。

なお、「「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）」（令和3年12月13日付け少発第390号）は廃止する。

記

1 実態把握の徹底

児童の性に着目した形態の営業である「JKビジネス」は、形式上は法令を遵守した営業形態を取りながら実際には児童に性的な行為をさせる、次々とその形態を変えるなどして法令の規制や警察の取締りの回避及び新たな営業形態の出現が懸念されるところである。

また、営業所を設けない無店舗型の営業は店舗型の営業に比べ実態把握が難しく、児童の性被害の温床となることが懸念されることから、店舗型の営業だけでなく無店舗型の営業についても積極的に実態把握を行うことが重要である。

「JKビジネス」の営業所、事務所、受付所等（以下「営業所等」という。）の多くは大規模都道府県において把握されているが、営業所等が集中している地域以外においても把握があるほか、無店舗型の営業は場所を選ばないことから、これまで「JKビジネス」の営業所等の把握がない当県においても、実態把握の重要性を認識し、日頃の警察活動を通じて「JKビジネス」の営業所等の発見に努めること。

2 取締り等の強化

(1) 各種法令を適用した厳正な取締りの推進

警察による取締りを回避して「JKビジネス」に関連する違法行為を行う未把握の営業所等はもとより、既に把握している営業所等であっても密かに児童を稼働させるなどの違法行為が行われるおそれがあることに鑑み、各種警察活動や実

態把握を通じて違法行為の端緒入手に努め、端緒情報を得た際には、労働基準法、児童福祉法等の各種法令を適用した厳正な取締りを推進すること。

(2) 関係法令に基づく積極的な立入調査の実施

「ＪＫビジネス」の営業所等及びその疑いのある営業所等に対して、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施すること。

(3) 「ＪＫビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施

「ＪＫビジネス」に関連する犯罪被害を防止するため、街頭補導を積極的に実施し、「ＪＫビジネス」で稼働している児童を発見した場合には早期保護を図ること。

(4) 「ＪＫビジネス」に関連する犯罪被害防止に必要な対策の検討・実施

「ＪＫビジネス」に関連する犯罪被害防止に必要な対策について積極的に検討し、実施すること。

3 教育・啓発の強化

(1) 「若年層の性暴力被害予防月間」等を活用した被害防止活動の推進

若年層の性暴力被害予防月間（毎年４月）、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年７月）、子供・若者育成支援推進強調月間（毎年１１月）、女性に対する暴力をなくす運動（毎年１１月１２日～同月２５日）等の関係する月間等の機会を活用し、引き続き、「ＪＫビジネス」の被害防止を図るための具体的な取組を実施すること。

(2) 学校等における被害防止教育等の推進

教育委員会や学校等の関係機関・団体と連携し、学校等におけるイベントやオリエンテーションなどの様々な機会を捉えて、「ＪＫビジネス」の被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童やその保護者等に対する被害防止教育や広報啓発を実施すること。

特に進学・進級、夏季休暇等長期の休みの時期は、児童の生活環境が大きく変わり、「ＪＫビジネス」の被害に遭うリスクが高まることが予想されるので、適宜の時期を捉えた被害防止教育等を積極的に実施すること。

(3) 各種広報媒体を活用した被害防止の広報啓発の推進

街頭掲示板、三重県警察ホームページ、ＳＮＳ、交番・駐在所広報紙、防犯だより、自治体の広報誌、テレビ・ラジオ、ポスター、リーフレット等各種広報媒体を活用し、「ＪＫビジネス」問題に対する警察の取組及び相談窓口について広報するなど被害防止のための広報啓発を推進すること。

4 相談体制の充実

(1) 警察の相談窓口の周知活動

学校等における被害防止教育・啓発の機会や、三重県警察ホームページを始めとした様々な媒体を活用し、少年課に設置の「少年相談110番」及び警察本部、警察署、交番等の相談窓口において、「JKビジネス」に係る相談を随時受け付けていることや、プライバシーが守られることについて、積極的に周知すること。

(2) 「JKビジネス」問題への対応能力の向上

「JKビジネス」問題に関連した違法行為に対する取締り、被害者への支援、被害相談等に適切に対応するため、捜査員や被害者支援担当者、相談担当者に対し、問題の現状や犯罪捜査・被害相談受理時の対応における留意事項に係る研修等を実施すること。特に、人事異動後に新たに着任した担当者については、確実に研修等を行うこと。

また、相談受理時の留意事項に関しては、「JKビジネス」に関連する被害に係る相談者等からの事情聴取が、性的プライバシーに関するものを含むものであるという特徴に十分配慮し、聴取の方法、時間、場所等について配慮するとともに、女性警察官等の適任者に対応させる、女性警察職員を立ち会わせるなど、相談がしやすい環境整備に努めること。

5 保護・自立支援の取組強化

捜査活動や相談活動等を通じて、「JKビジネス」に関連して性犯罪等の被害に遭った児童を発見した場合には、迅速な保護を図るとともに、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第276号）等に基づき、関係機関・団体や外部の専門家と連携しつつ、少年育成支援官等によるカウンセリングの実施や環境調整等の継続的な支援を実施すること。

6 報告

(1) 「JKビジネス」について、無店舗型の営業を含めたこの種営業を把握した場合や、効果的な対策を推進した場合は、その都度、申報等により少年課長を経て報告すること。

(2) 「JKビジネス」の営業実態等は、少年課長が別に指示する具体的把握要領に基づいて調査を行うので留意すること。